

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>Ⅱ－１－７ 内部委任</p> <p>(1) 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p>① <u>金商法第29条の規定による登録業務の登録又は同法第31条第4項の規定による変更登録（いずれも金商法第30条第1項ただし書の規定により行う金商法第2条第8項第10号に規定する業務に係るものに限る。）</u></p> <p>②～⑬（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－７（１）①、③、④、⑧及び⑪から⑬まで、(2) ②、④及び⑨、(3) ②、③及び⑤は適用しない。</p> <p>Ⅳ－４ 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>Ⅳ－４－２ 承認及び届出等</p> <p>Ⅳ－４－２－１ <u>私設取引システムを運営する業務の認可及び登録</u></p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）</p>	<p>Ⅱ－１－７ 内部委任</p> <p>(1) 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>①～⑫（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－１－７（１）②、③、⑦及び⑩から⑫まで、(2) ②、④及び⑨、(3) ②、③及び⑤は適用しない。</p> <p>Ⅳ－４ 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>Ⅳ－４－２ 承認及び届出等</p> <p>Ⅳ－４－２－１ 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）</p>

改正案	現行
<p>は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、<u>原則認可制</u>となっている。一方、<u>金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券のみを取り扱う私設取引システムであって取引量が金商法施行令第15条の10の9に規定する売買高基準以下のものを運営する業務については、金商法第30条第1項ただし書により認可を要さず、登録により参入可能とされた。認可又は登録については、以下の留意事項を踏まえてそれぞれ検討することが必要である。</u></p> <p>① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>ニ. <u>電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、有価証券の需給を集約し、取引の場を提供していると認められるものについて、例えば、取引の約定プロセスの一部に手作業を介入させただけでは私設取引システムに該当しないとは限らないことに留意する。</u></p> <p>ホ. <u>金商法第2条第8項第10号イからニまで又は定義府令第17条各号に掲げる売買価格の決定方法に該当しない場合であっても、金商法第2条第8項第10号に規定する「これに類似する方法」に該当するか否かを検討する必要があることに留意する。例えば、売買価格を固定化したことのみをもって私設取引システムに該当しないとは限らないことに留意する。</u></p>	<p>は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、<u>金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</u></p> <p>① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>②～④（略）</p> <p>⑤ <u>私設取引システムを運営する業務の登録に当たっては、IV-4-1（2）のほか、次の事項を確認するものとする。</u></p> <p><u>イ. 登録申請書の添付書類</u></p> <p><u>a. 金商業等府令第10条第1項第3号ニ（2）に規定する「私設取引システム運営業務に関する社内規則」は、当該業務に関し、金商法等の法令及び諸規則に則って整備されていること。</u></p> <p><u>b. 当該業務を行う上で想定される取引量や取引頻度等を踏まえ、それに見合ったシステムの容量の確保、十分な頻度での取引データのバックアップの実施、不正アクセスや情報の漏洩・改ざんなどのサイバー攻撃からの十分な対策等の確認を行うことを含む、システムの容量等の安全性・確実性の確認を行ったことを証する書類は、金商業等府令第10条第1項第3号ニ（4）に規定する「私設取引システム運営業務の安定的な遂行に支障を生ずるおそれがないことを検証し、その結果を記載した書類」に該当する（なお、必ずしも金商業等府令第8条第6号ホ（8）に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者によって検証される必要がないことに留意する。）。</u></p> <p><u>ロ. 金商業等府令第70条の2第9項に定める業務管理体制の整備</u></p>	<p>②～④（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>a. 電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置</u></p> <p><u>当該業務に係る電子情報処理組織（以下この⑤において「システム」という。）の容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項が整備されていること。</u></p> <p><u>なお、取り扱う有価証券の種類、想定される取引量等を踏まえた上で業務の実態に応じた安全性・確実性を確保することで足りるが、例えば想定される取引量が僅少であることをもって、当該事項の整備が不要であると判断することは適切でないこと、また、当該業務の運営に当たっては、システムが二重化されている必要はないことに留意すること。</u></p> <p><u>i) 将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量が確保されていること。</u></p> <p><u>ii) 上記見込みに基づいて、そのシステムを稼働するに当たり、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分なテストが実施されていること。</u></p> <p><u>iii) システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその態勢が確立されていること。</u></p> <p><u>b. 有価証券の売買の内容の審査及び当該審査の結果を踏まえた対応を行うための措置</u></p>	

改正案	現行
<p><u>有価証券の売買の内容の審査及び当該審査の結果を踏まえた対応を行うために想定される取引量等、取り扱う有価証券の種類を踏まえて、システム等による以下の措置が取られていること。</u></p> <p><u>i) 当該業務において、取引状況に関し即時の監視を行う方法・態勢、並びに当該監視に基づき過誤のある注文等の異常な取引及び不公正取引のおそれがあると認められた場合等の対応として、これらの取引を行った顧客に対する確認や、関連部署への連携等の方法・態勢</u></p> <p><u>ii) 当該業務において、日本証券業協会又は日本STO協会の自主規制も踏まえ、当該業務における非上場株式等の金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券の取引の公正を害するおそれのある売買等の審査の実施方法・態勢</u></p> <p><u>iii) 上記 ii) の売買等の審査を行った結果、取引の公正を害し、又は、害するおそれがあると認識した場合は、当該取引を行った顧客に対する注意喚起、当該顧客の私設取引システムにおける取引の停止その他の適切な措置及び、当該認識した内容に関する証券取引等監視委員会及び金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者が所属する場合に限る。）への報告</u></p> <p><u>c. 取引量の管理等に関する措置</u></p> <p><u>当該業務に関し、金商業等府令第70条の2第9項第</u></p>	

改正案	現行
<p><u>3号に規定する「法第三十条第一項ただし書に規定する政令で定める基準を超えることを防止するための措置」として、取引量の管理・報告に係る適切な措置が講じられる態勢を整備すること。</u></p> <p><u>d. 特定投資家向け有価証券の売買等を行う場合の措置</u> <u>当該業務において特定投資家向け有価証券を取り扱う場合は、金商法第40条の4において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第8条第6号ホ（5）に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として業務の内容及び方法に記載されていること。</u></p> <p><u>e. 信用取引を取り扱う場合の措置</u> <u>当該業務を運営する金融商品取引業者が当該業務において信用取引を取り扱う場合は、以下の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>i) 信用取引を取り扱うことができる顧客の範囲やその要件、信用取引を取り扱う時間、信用取引の対象銘柄、委託保証金（追加差入れを含む。）、維持及び引き出し等に関する事項（有価証券による代用に係る事項を含む）等の信用取引の取扱いに関する事項、信用取引の規制措置の内容及び実施基準といった信用取引を行う上で必要となる事項を定めた社内規則の作成及び顧客に遵守させる措置</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ii) 当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者とならない等、利益相反防止の観点からの適切な措置</u></p> <p><u>f. 当該業務に関する顧客へ適切な説明を行うための措置</u></p> <p><u>当該業務に係る顧客への説明に当たり、次の事項について、事前に十分な説明を行うことのできる態勢が整備されていること。</u></p> <p><u>i) 売買価格の決定方法</u></p> <p><u>ii) 注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール</u> <u>(例えば、取扱い有価証券について、対抗要件の具備に当たり、一定の手続きが必要な場合や条件が付されている場合にその手続き等を含む(例えば会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式を取り扱う場合))</u></p> <p><u>iii) その他、価格の公正性を担保する方法等、有価証券の売買に関する事項</u></p> <p><u>iv) 決済不履行の場合の取扱い</u></p> <p><u>v) 提示された価格による約定可能性</u></p> <p><u>vi) システムの二重化をしていない場合には、その旨</u></p> <p><u>vii) システムの異常発生時における対処方法及びその際の顧客への連絡方法等(異常内容や復旧見込みの連絡方法等)に係る体制が確立されていること。</u></p> <p><u>viii) 金商業等府令第8条第6号ホ(8)に掲げるもの</u></p>	

改正案	現行
<p><u>に関する登録申請者と特別の利害関係のない者からシステム評価書を取得していない場合には、その旨及び想定される取引量や取引頻度等を踏まえ、それに見合ったシステムの容量の確保、十分な頻度での取引データのバックアップの実施、不正アクセスや情報の漏洩・改ざんなどのサイバー攻撃からの十分な対策等の確認を行うことを含む、システムの容量等の安全性・確実性の確認が行われていること。</u></p> <p><u>g. 価格情報の公表方法及び取引開始基準に関する措置</u></p> <p><u>当該業務に関し、金商業等府令第70条の2第9項第7号に規定する「価格情報の公表方法及び取引開始基準について取引を公正かつ円滑にし、かつ、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められる措置」として次の体制が整備されていること。</u></p> <p><u>i) 価格情報の公表方法に関し、当該業務で使用するシステムにおいて、売付け又は買付けの気配を顧客に正確かつ適時に提示するための態勢・システムが確保されていること。</u></p> <p><u>ii) 価格情報の公表方法に関し、成立した取引の概要について、顧客に法令等に従い、正確かつ適時に公表するための態勢・システムが確保されていること。</u></p> <p><u>特に当該公表業務（約定した取引情報の公表業務）を外部委託している場合、委託先は、公表に際</u></p>	

改正案	現行
<p><u>して当該業務を運営する業者（委託元）のために公表していることを明らかにしていること。また、当該業務の運業者（委託元）は、公表が当該業務の運業者の定める社内規則に従い正確かつ適時に行われるよう、外部委託先の選定・モニタリング等を社内規則等に基づき、適切に行っていること。</u></p> <p>iii) <u>取引開始基準に関し、当該業務において犯収法に基づく取引時確認を的確に実施する方法が確立されていること。</u></p> <p>h. <u>取引情報に係る機密保持のための措置</u> <u>当該業務に係る顧客の取引情報の機密の保持について、次の事項を含む十分な方策が講じられていること。</u></p> <p>i) <u>当該業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行うことが禁止されていること（当該業務を行う者及び自己売買並びに対顧客の業務を行う者を明確に区別する措置を含む。）。</u></p> <p>ii) <u>顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられていること（当該業務を行う者が他の業務と兼務することも一律には否定されないが、リスクの程度に応じ、守秘義務や個人情報の管理、利益相反等の観点から支障がない態勢が整備さ</u></p>	

改正案	現行
<u>れていることを要する。)</u> 。 iii) <u>上記 i) 及び ii) について、社内規則が整備され</u> <u>ていること。</u>	